

○船橋市保育の利用に関する規則

平成26年 9月30日  
規則第119号

船橋市保育の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、保育所等における保育の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び家庭的保育事業等（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業（以下「家庭的保育事業」という。）、同条第10項に規定する小規模保育事業（以下「小規模保育事業」という。）、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業（以下「居宅訪問型保育事業」という。）及び同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。）をいう。

2 この規則において「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

(平27規則89・令元規則14・令4規則82・令5規則87・一部改正)

(保育の利用の申込み)

第3条 保育所等における保育を利用しようとする児童の保護者は、船橋市保育所等利用申込書（第1号様式）に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(保育の利用の調整)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、別表に定める保育所等利用調整基準に基づき、保育の利用の優先度に応じ、保育の利用について調整を行わなければならない。ただし、次に掲げる児童の保護者から当該申込みがあったときは、市長が別に定めるところにより、保育の利用について調整を行うことができる。

- (1) 認可移行保育所等（市長が別に定める保育施設をいう。）に在籍している児童
- (2) 医療的ケアを必要とする児童として市長が認めるもの
- (3) 心身の発達において特別な配慮を要する児童として市長が認めるもの

2 前項の場合において、市長が必要があると認めたときは、同項の申込みをした保護者（以下「申込保護者」という。）及び児童と面接を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、児童が集団保育に耐えられないと認められるときは、保育所等（居宅訪問型保育事業を除く。）における保育の利用を承諾しない。

4 市長は、第1項の規定による調整の結果に基づき保育の利用を承諾したときは船橋市保育所等利用承諾通知書（第2号様式）により、同項の規定による調整の結果に基づき保育の利用を承諾しなかったとき又は前項の規定により保育の利用を承諾しなかったときは船橋市保育所等利用不承諾通知書（第3号様式）により、申込保護者に対し通知するものとする。

(令3規則95・令5規則87・令6規則8・一部改正)

(保育所における保育の利用の承諾)

第5条 市長は、前条第1項の規定による調整の結果に基づき、保育所における保育の利用を承諾したときは、申込保護者に対し通知するものとする。

(保育所における保育の利用の期間)

## 船橋市保育の利用に関する規則

第6条 保育所における保育は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間（以下「教育・保育給付認定の有効期間」という。）内に限り、利用することができる。

（平29規則77・追加、令元規則14・一部改正）

（保育所等の変更）

第7条 現に保育を利用している児童の保護者が保育所等の変更を希望するときは、船橋市保育所等変更申込書（第4号様式）に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項の規定による申込みがあった場合について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「認可移行保育所等（市長が別に定める保育施設をいう。）に在籍している児童」とあるのは、「連携施設（保育所及び認定子ども園に限る。）が確保されている児童であって市長が認めるもの」とする。

（平29規則77・旧第6条繰下・一部改正、令3規則95・令5規則87・一部改正）

（届出の義務）

第8条 保育所における保育を利用している児童の保護者（以下「利用保護者」という。）は、当該保育所における保育の利用を止めようとするときは、船橋市保育所利用辞退届（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

（平29規則77・旧第7条繰下、令3規則95・一部改正）

（保育所における保育の利用の解除）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育所における保育の利用を解除するものとする。

- (1) 利用保護者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号（同令附則第2条の規定により読み替えて適用される同令第1条の5第1号を含む。）に規定する事由に該当しなくなったとき。
- (2) 利用保護者に係る教育・保育給付認定の有効期間が満了したとき。ただし、児童が小学校就学の始期に達したことにより教育・保育給付認定の有効期間が満了したときを除く。
- (3) 保育所における保育を利用する児童が集団保育に耐えられないと認められるとき。
- (4) その他市長が保育所における保育の利用を不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により保育所における保育の利用を解除するとき又は前条の規定による届出があったときは、利用保護者に通知するものとする。

（平29規則77・旧第8条繰下・一部改正、令元規則14・令6規則8・一部改正）

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平29規則77・旧第9条繰下）

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行し、同日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

## 船橋市保育の利用に関する規則

(船橋市保育の実施に関する条例施行規則の廃止)

- 2 船橋市保育の実施に関する条例施行規則（平成10年船橋市規則第29号）は、廃止する。

附 則（平成27年9月30日規則第89号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中船橋市保育の利用に関する規則別表備考3の表保護者の項の改正規定（「保育所開設時間」を「保育所等開設時間」に改める部分に限る。）及び同表児童の項の改正規定 公布の日

- (2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成27年10月1日

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の船橋市保育の利用に関する規則の規定は、平成28年4月1日以後の保育の利用について適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第87号）抄

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第137号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表居宅外労働の項の改正規定、同表居宅内労働（直系尊属の居宅での労働を含む。）の項の改正規定（「週5日以上」、「週4日以上」及び「週3日以上」の次に「かつ」を加える部分に限る。）並びに同表疾病の項及びその他の項の改正規定 公布の日

- (2) 第1号様式の改正規定及び附則第3項の規定 平成28年10月1日

（経過措置）

- 2 この規則（前項第1号に規定する改正規定を除く。）による改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以後の保育の利用について適用する。

- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成29年8月31日規則第77号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表備考3の表世帯の項の改正規定及び同表児童の項の改正規定（「制限等」を「制限」に改める部分に限る。） 公布の日

- (2) 第1号様式及び第3号様式の改正規定並びに附則第3項の規定 平成29年10月1日

（経過措置）

- 2 この規則（前項第1号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の別表の規定は、平成30年4月1日以後の保育の利用について適用する。

- 3 附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成30年9月21日規則第88号）

## 船橋市保育の利用に関する規則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市保育の利用に関する規則の規定は、平成31年4月1日以後の保育の利用について適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年8月28日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 第6条並びに第9条第1項第1号及び第2号の改正規定 令和元年10月1日

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の保育の利用について適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年11月13日規則第110号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日規則第95号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市保育の利用に関する規則の規定は、令和4年4月1日以後の保育の利用について適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年11月11日規則第98号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年10月31日規則第82号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2号様式及び第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の船橋市保育の利用に関する規則の規定は、令和5年4月1日以後の保育の利用について適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年9月29日規則第87号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市保育の利用に関する規則の規定は、令和6年4月1日以後の保育の利用について適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月27日規則第8号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表

(平27規則89・平28規則137・平29規則77・平30規則88・令元規則14・令2規

船橋市保育の利用に関する規則

則110・令3規則95・令3規則98・令4規則82・令5規則87・一部改正)  
 保育所等利用調整基準

保護者の状況等		点数	
労働	月160時間以上の労働	10	
	月150時間以上の労働	9.5	
	月140時間以上の労働	9	
	月130時間以上の労働	8.5	
	月120時間以上の労働	8	
	月110時間以上の労働	7.5	
	月100時間以上の労働	7	
	月90時間以上の労働	6.5	
	月80時間以上の労働	6	
	月70時間以上の労働	5.5	
	月64時間以上の労働	5	
出産		9.5	
疾病等	入院	10	
	通院・自宅療養	入院に相当する治療や安静を要し、 <sup>が</sup> 自宅療養で常時病臥している場合	10
		自宅療養で安静を要する等、保育が日常的に困難と認められる場合	8.5
		上記以外の場合で保育が困難と認められるとき	7
	障害等	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは療育手帳 <sup>Ⓐ</sup> 若しくは <sup>Ⓐ</sup> を所持している場合又は要介護3、要介護4若しくは要介護5の認定を受けている場合	10
		身体障害者手帳3級若しくは4級、精神障害者保健福祉手帳2級又は療育手帳 <sup>Ⓑ</sup> を所持している場合	9.5
		身体障害者手帳5級若しくは6級若しくは精神障害者保健福祉手帳3級を所持している場合又は要介護1若しくは要介護2の認定を受けている場合	7.5
介護・看護・付添い	親族が要介護3、要介護4若しくは要介護5の認定を受けている場合又はこれに相当すると医師が認めた場合であって、保護者による介護・看護・付添いが常に必要であると認められるとき	10	
	親族が要介護1若しくは要介護2の認定を受けている場合若しくはこれに相当すると医師が認めた場合であって、保護者による介護・看護・付添いが常に必要と認められるとき又は前記以外の場合で親族が要介護3、要介護4若しくは要介護5の認定を受けているとき若しくはこれに相当す	7.5	

船橋市保育の利用に関する規則

	ると医師が認めたときであって、保護者による介護・看護・付添いが必要と認められるとき		
	親族が要支援1若しくは要支援2の認定を受けている場合若しくはこれに相当すると医師が認めた場合であって、保護者による介護・看護・付添いが必要と認められるとき又は前記以外の場合で親族が要介護1若しくは要介護2の認定を受けているとき若しくはこれに相当すると医師が認めたときであって、保護者による介護・看護・付添いが必要と認められるとき	5.5	
	震災、風水害、火災その他の災害の復興にあたっている場合	10	
	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等のため不在の場合	10	
その他	高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	週40時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	8.5
		週30時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	6.5
		週20時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	4.5
		上記以外の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	3.5
		求職中	3
	育児休業中若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業中である場合又は同一世帯に属する他の児童について、希望する保育所等における保育の利用ができない場合は、育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業の延長も許容できるとき	2.5	

備考

- 1 複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。
- 2 労働時間及び就学時間には、休憩時間を含む。
- 3 求職中には、起業の準備中でそれを証明する書類の提出がない場合を含む。
- 4 次の表の区分に応じ、更に保護者に係る点数の合計に調整点を加減する。

区分	調整対象事項	調整点
世帯	保護者が保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有し、市内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所（家庭的保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）若しくは小規模保育事業所（小規模保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）若しくは幼稚園又は市長が認める施設で月120時間以上勤務する者（以下「長時間勤務保育士等」という。）である場合（保育所等の変更の申込みをする場合を除く。）	+7
	前記以外の場合で保護者が保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有し、市内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所若しくは小規模保育事業所若しくは幼稚園又は市長が認める施設で月64時間以上勤務する者（以下「短時間勤務保育士等」という。）である場合（保育所等の変更の申込みをする場合を除く。）	+3

船橋市保育の利用に関する規則

	市長が認めるひとり親の世帯（65歳未満の父母、祖父母又は曾祖父母と同居している場合を除く。）	+3
	前記以外の世帯で生活保護世帯又は市長が認めるひとり親の世帯（65歳未満の父母、祖父母又は曾祖父母と同居している場合であって、当該父母、祖父母又は曾祖父母の労働その他の事由を確認できる場合（求職中である場合並びに子ども・子育て支援法施行細則（平成26年船橋市規則第120号）第2条第2項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合を除く。）に限る。）	+2
	上記以外の世帯で市長が認めるひとり親の世帯	+1
	上記以外の世帯で離婚調停又は単身赴任により配偶者と別居中の世帯	+1
	同一世帯に属する子が3人以上いる場合	+1
	保護者が市外に在住する場合（保護者が長時間勤務保育士等若しくは短時間勤務保育士等である場合又は市内に転入する予定の場合を除く。）	-10
保護者	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職により求職中である場合（離職日の属する月の翌月から3か月間に限る。）	+2
児童	希望保育所等に兄弟姉妹が在園している場合	+2
	前記以外の場合で市内の保育所等における保育を利用していない児童が市内の保育所等における保育を利用していない当該児童の兄弟姉妹と同時に申込みをする場合	+1
	父又は母が産後休暇又は育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業明けであり、復職日の属する月の翌月までに保育の利用を希望すると申込みをする場合（保育所等の変更の申込みをする場合を除く。）	+2
	前記以外の場合で児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした施設において保育所等における保育の利用を希望する月から常態として月64時間以上利用する場合	+2
	上記以外の場合で市外の保育所等を利用している児童が市内に転入する予定の場合又は転入した場合（保育を必要とする事由が、出産に係るものである場合、求職中である場合又は育児休業中若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業中である場合若しくは同一世帯に属する他の児童について、希望する保育所等における保育の利用ができない場合は、育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業の延長も許容できるときを除く。）	+2
	市内に在住する2号認定子ども又は3号認定子どもが利用している保育所等が閉鎖し、又は廃業することが判明した日から起算して当該保育所等が閉鎖し、又は廃業した日の属する月の翌月以後3か月を経過する日までの間に保育の利用を希望すると申込みをする場合	+7
	前記以外の場合で保護者が市内に在住する場合（保護者が長	+7

船橋市保育の利用に関する規則

時間勤務保育士等若しくは短時間勤務保育士等である場合又は市内に転入する予定の場合を含む。)で保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用の継続ができず、利用施設に連携施設が確保されていない場合で、引き続き保育所等における保育の利用を希望し、申込みをする場合	
上記以外の場合で保護者が市内に在住する場合(保護者が長時間勤務保育士等若しくは短時間勤務保育士等である場合又は市内に転入する予定の場合を含む。)で保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用の継続ができず、利用施設に連携施設が確保されている場合で、引き続き保育所等における保育の利用を希望し、申込みをする場合	+6
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳を所持している場合、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給に係る同法第2条第1項に規定する障害児である場合又は児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けている場合	+2

- 5 保護者に係る点数を合算した点数をもって、保育の必要な度合いを相対的に比較する。ただし、この点数が同点の場合における保育の必要な度合いの比較等については、市長が別に定める。
- 6 この表の規定にかかわらず、父又は母が育児休業又はこれに準ずるものとして市長が認める休業明けとして申込みをするが、希望する保育所等における保育の利用ができない場合は、育児休業又はこれに準ずるものとして市長が認める休業の延長も許容できるときの保育所等利用調整基準に基づく点数は、-35とする。



# 船橋市保育の利用に関する規則

## 第1号様式

### 船橋市保育所等利用申込書

年 月 日

船橋市長 あて

保育所等における保育の利用について、次のとおり申請します。

保護者	フリガナ			
	氏名			
	個人番号			
	住所			
	生年月日		電話番号	
児童	フリガナ			
	氏名			
	個人番号			
	生年月日		障害者手帳等の有無	
支給認定証番号				
保育の希望	1 保護者の労働、疾病等の理由により、保育所等における保育の利用を希望する（幼稚園等との併願の場合を含む。）。 2 幼稚園等の利用を希望する（保育所等との併願の場合を除く。）。			

※ 「保育の希望」欄において1を選択した場合は(1)～(4)を、2を選択した場合は(1)～(3)を記入してください。

#### (1) 世帯の状況

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	職業	勤務先の名称又は学校名
児童の世帯員					
家庭の状況			<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> その他		
生活保護法の適用の有無					

#### (2) 利用を希望する期間及び施設（事業者）名

期間		
施設(事業者)名	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	

## 船橋市保育の利用に関する規則

(3) 祖父母の状況

祖父 母の 状況	続柄	同居の有無	氏名	生年月日	住所	連絡先
	父方	祖父	同居・別居・不在			
		祖母	同居・別居・不在			
	母方	祖父	同居・別居・不在			
		祖母	同居・別居・不在			

(4) 保育の利用を必要とする事由

続柄	必要とする事由
父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 育児休業又はこれに準ずる休業 <input type="checkbox"/> その他 (具体的な状況)
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 育児休業又はこれに準ずる休業 <input type="checkbox"/> その他 (具体的な状況)
希望する利用曜日	
希望する利用時間	

第2号様式

船橋市保育所等利用承諾通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

申込みのありました保育所等における保育の利用について、下記のとおり通知します。

記

保育所等の利用を承諾する。

児童の氏名		生年月日	
保育所等の名称			
利用期間			
決定年月日			

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第3号様式

船橋市保育所等利用不承諾通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

申込みのありました保育所等における保育の利用について、下記のとおり通知します。

記

保育所等の利用を承諾しない。

児童の氏名		生年月日	
利用希望月			
有効期間			

理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

# 船橋市保育の利用に関する規則

第4号様式

## 船橋市保育所等変更申込書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

保護者 氏名

電話番号

保育所等の利用について、次のとおり変更したいので申請します。

現在利用している保育所等の名称		
保護者	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	住所	
	生年月日	
児童	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	生年月日	
	保護者との続柄	
変更したい保育所等の名称	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	
	第4希望	
変更希望時期		
理由		

第5号様式

船橋市保育所利用辞退届

年 月 日

船橋市長 あて

住所

保護者 氏名

電話番号

保育所の利用を止めたいので、次のとおり届け出ます。

保育所の名称	
児童の氏名	
児童の生年月日	
退所年月日	
理由	

第1号様式

(平28規則137・全改、平29規則77・平30規則88・一部改正)

第2号様式

(令3規則95・全改、令4規則82・一部改正)

第3号様式

(令3規則95・追加、令4規則82・一部改正)

第4号様式

(平29規則77・一部改正、令3規則95・旧第3号様式繰下)

第5号様式

(令3規則95・旧第4号様式繰下)